

考查課情報

令和2年11月
第138号

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2023年12月末

12月は国家公務員倫理月間です!!

[令和2年度ポスター]

○本年度の標語

本年度の標語

最優秀作品 『これぐらい』 思う気持ちに 距離を取れ

優秀作品 倫理とは 知識と意識と 心がけ
間違いを 正す勇気で 得る信頼



○国家公務員倫理月間とは？

「国家公務員倫理月間」とは、職員一人一人に公務員倫理に関する意識を再確認してもらい、倫理意識の効果的な浸透を図るために設けられた期間です。

公務員倫理を保持し、公務に対する国民の信頼を確保するためには、私たち一人一人が全体の奉仕者としての倫理行動規準を深く心にとどめ、職業生活の様々な場で自らの判断において行動を律することが極めて重要です。

本年も昨年に引き続き、12月の1か月間を国家公務員倫理月間として位置づけ、職員一人一人の倫理意識を高めるための研修等を実施しますので、この機会に是非、国家公務員倫理法令等の再確認をお願いします。

○国家公務員倫理法令研修の受講について

令和2事務年度職員研修の実施計画に基づき、全職員を対象とした「国家公務員倫理法令研修」を実施しますので、期間内にLANトレーニングシステムにより受講してください。

実施期間：令和2年11月27日（金）から令和3年1月15日（金）

局ポータルサイト（トップ画面）の「LANトレーニング」をクリックし、システムを起動してください。

次のページに○×問題を掲載したので、
あなたの倫理法・倫理規程の理解度をチェックしてみましょう！

No.	問 題
1	本科同班で、現在、利害関係者となっている〇B税理士から旅行に誘われた。この者が税務職員であったときから本科同班メンバーで数年に一度旅行に行く仲であり、私的な関係に当たるため、今回一緒に旅行に行っても倫理規程上の問題はない。
2	たとえ利害関係者に該当しないとしても、職務上関係のある事業者から何度も食事をごちそうになることは、倫理規程上問題がある。
3	自分が異動した場合、異動前に利害関係者であった事業者等は、後任の職員にとって利害関係者である限り、異動後3年間は自分にとっての利害関係者とみなされるが、自分がその3年間のうちに更に他の部署に異動したとしても、当該事業者等は利害関係者とみなされる。
4	調査法人から無利子又は著しく低い利率で金銭の貸付を受けることは禁じられているが、通常一般の利子を支払うのであれば、調査法人から金銭の貸付を受けることは認められる。
5	利害関係者である関係民間団体等から創立30周年の記念パーティ（立食）に招待されたが、その日の都合が合わなかつたので、代わりにお世話になっている隣の部門の先輩を招待するようにお願いした。このような行為は倫理規程の禁止行為には該当しない。
6	私的な関係がある利害関係者との間においては、禁止行為に該当する行為を行うことが認められる場合があるが、この「私的な関係」とは、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係をいうのであって、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者との関係はこれには含まれない。
7	利害関係者とのゴルフについて、プレー代や賞品代などを割り勘にし、利害関係者と同じ組でプレーしないようにすれば、同じコンペでゴルフをすることも認められる。
8	公務上の必要性から調査法人の担当者と共に出張することは認められる。
9	利害関係者から、異動の際などに、餞別として簡素な飲食物を御馳走してもらうことや安価なお礼の品物を受け取ることは、通常の儀礼の範囲内なので問題ない。
10	出張により2日間にわたる調査を行う予定であるが、調査対象企業の周辺には宿泊施設がないことから、やむを得ず当該企業の保養所に宿泊させてもらった。当該保養所は一般的の来客があつた場合、1泊3,000円で宿泊させているが、企業の配慮により無償で宿泊したとしても、やむを得ず宿泊したものであり問題ない。
11	職員が出張中、利害関係者から一方的にお歳暮が贈られ、家族の者が利害関係者からの贈り物と知らずに受領した場合、職員がその事実を知った後、速やかに当該物品を返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないと解されている。

No.	問 題
12	学生時代からの友人が所属する企業が利害関係者に該当することとなった場合、いくら親しい友人であっても共に旅行することは絶対にできない。
13	利害関係者ではない企業の社員から定期的に食事に誘われ、業務において有益な意見交換ができることから毎回参加しているが、会計の際、自分の飲食費を払おうとしても必ず断られてしまうので、結果的に毎回自分の飲食費を負担していない。 このようなことは極力控えた方が望ましいが、利害関係者ではないので、倫理規程違反となることはない。
14	OBも含め、局署の職員で結成しているサークル活動において、1泊の合宿を行うこととなつた。この合宿の移動に際し、昨年度退職した職員で現在は利害関係のある企業に再就職しているOBから「自宅が近所だから昨年度と同様、合宿地までの行きとその帰りは一緒に行こう」と誘われた。このOBと合宿地まで一緒に行き、一泊し、合宿先からの帰路を共にすることは、倫理規程上の禁止行為に該当する。
15	上司から誘われ、かつての同僚であり現在利害関係者となっているOB 2名と酒食を共にした。会計の総額は1万6千円であったが、上司が利害関係者の分もとりまとめて支払った。利害関係者は各々4千円を上司に支払った。自分は上司から2千円でよいと言われたが、この場合、「割り勘」になつてないため、上司に2千円のみ支払うことは倫理規程に抵触する。
16	職場の忘年会を、自分の高校時代の友人が経営するお店で開催した。店の経営者である友人が「差し入れ」として、世間には余り流通していない珍しいお酒を数種類、計5本、無料で振る舞ってくれた。この場合、友人は利害関係者ではないため、この差し入れを無償で受けたとしても倫理規程上何ら問題となることはない。
17	毎年、伯父の家に親戚一同が勢揃いして正月を祝っていたが、公務員に採用された結果、伯父が利害関係者に該当することになつたので、今後は伯父の家に宿泊することもおせち料理を振る舞つてもらうこともできない。
18	国家公務員倫理法は、度重なる国家公務員の不祥事がきっかけとなって制定されたもので、職員が職務の執行の公正さを確保することは当然のこととして、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ること等を目的としている。
19	利害関係者から未公開株式を譲り受けることは禁止されているが、これは無償の場合だけではなく、適当な金額を支払った場合も含まれる。
20	在職中から年に数回の割合で麻雀をしていた職場の先輩であっても、退職後に利害関係者に該当する場合には、それまでと同様に麻雀をすることは倫理規程上認められない。

No.	答	解説
1	×	<p>倫理規程では、「私的な関係」がある利害関係者との間においては、例外的に倫理規程上の禁止行為を行うことができることとされています。しかし、「私的な関係」とは、「職員としての身分にかかわらない関係」をいい、職場での上司や同僚との関係、職務上の相手方との関係、職務として参加した研修仲間、職場のOBとの関係などは該当しません。</p> <p>また、昔からの友人など、「私的な関係」があったとしても、禁止行為を行うことができるのは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られています。</p> <p>なお、東京局のルールとして、OB税理士が一人でも出席する私的会合への出席は自粛となっています。</p>
2	○	<p>相手が利害関係者ではない事業者等であっても、供應接待を繰り返し受けたり、高額の贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待等を受けることは禁止されています。これは、相手方が職員から何らかの見返りを受けることを期待してそのような行為を行っていることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるためです。</p>
3	○	<p>異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後3年間は、後任の職員にとって利害関係者である限り、引き続き利害関係者とみなされます。これは、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪めるのではないか、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から供應接待や贈答品を受領することは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを歪めていたのではないかとの疑惑や不信を招くことを考慮した規程です。</p>
4	×	<p>利害関係者から金銭の貸付を受けることは、通常一般の利子を払うとしても認められません。</p> <p>ただし、銀行等の金融機関が利害関係者に該当する場合については、一顧客として通常の利子を払う場合に限り、金銭の貸付を受けることが認められます。</p>
5	×	<p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程に定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、その反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば認められるような行為であっても禁止されています。</p>
6	×	<p>「私的な関係」とは、職務としての身分にかかわらない関係と定義されており、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者なども私的な関係に該当します。</p> <p>一方、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、私的な関係には該当しません。</p>
7	×	<p>利害関係者と共にゴルフをすることは、たとえ自己の費用を負担した場合であっても認められません。</p> <p>ただし、自分が会員になっているゴルフ場が主催する月例ゴルフコンペに参加しようとしたところ、参加者の中にたまたま利害関係者が含まれているような場合は、倫理規程の禁止行為には該当しないとされています。</p>
8	○	<p>利害関係者と共に旅行することは禁止されていますが、公務のための旅行はその対象から除外されています。したがって、出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要である場合には、利害関係者と共に出張することは認められます。</p>
9	×	<p>利害関係者から酒食等のもてなしを受けることは、昼食などの安価なものであっても認められません。</p> <p>また、利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、餞別や祝儀などの名目を問わず、認められません。</p>
10	×	<p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。</p> <p>本件については、当該企業の社員以外には有償で開放されている保養所に宿泊することから、宿泊料を支払わずに保養所に宿泊した場合、正当な理由なくサービスを受けたこととなり、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p>

No.	答	解説
11	○	<p>利害関係者から物品の贈与を受けることは禁止されています。</p> <p>ただし、職員が不在中に、家族が一方的に利害関係者から送られてきた贈答品を受け取るということは、現実的に想定される事態であり、このような場合は、職員が利害関係者からの贈与であることを認識した後に速やかに、当該物品を返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないこととして取り扱っています。なお、このような状況が発生した場合、上司等に当該事実を報告した上、総務課等を通じて確実に返還するようにしてください。</p>
12	×	<p>親族関係や学生時代の友人など、職員となる前からの関係がある者、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者などは、職員としての身分にかかわらない「私的な関係」に該当し、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外的に禁止行為を行うことができることとされています。</p> <p>なお、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、職務を通じて知り合ったものであり、「私的な関係」には該当しません。</p>
13	×	利害関係者に該当しない事業者等からであっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、禁止されています。
14	○	<p>職員が利害関係者と共に旅行をすることは、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p> <p>本問については、職員と利害関係者のOBが合宿先まで同行し、現地で共に一泊し、合宿先からの帰路も同行することとなることから、「共に旅行」をすることに該当します。</p>
15	×	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することはできますが、きちんと割り勘になつていなかつた場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。</p> <p>本問で、上司と自己の負担額を合計した額（6千円+2千円）を頭数の2で割った額（4千円）が利害関係者の負担分（4千円）と同額であり、きちんと割り勘になつてゐるといえます。本問については、利害関係者と共に飲食をした場合であっても、利害関係者との間での費用負担が適切であることから、職員同士で費用を傾斜配分をすることには問題ありません。</p>
16	×	<p>利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることはできません。</p> <p>本問の場合、高校時代からの付き合いがある友人であっても、その友人が事業を行う「事業者」に当たることから、その友人から無償で提供された酒類の金額、提供頻度等によっては、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与に当たる場合があります。</p>
17	×	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが、伯父とは親族関係という私的な関係（職員の身分にかかわらない関係）があり、これまでどおり正月に伯父の家に宿泊し、おせち料理の振る舞いを受けたとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えされることから、認められます。
18	○	<p>国家公務員倫理法は、1990年代半ばに公務員の不祥事が続発し、事務次官等申合せに基づき、訓令レベルで公務員倫理規程が作られたにもかかわらず、さらに不祥事が発生したため、行政内部の自浄作用には任せておけないということになり、議員立法で制定されました。</p> <p>その目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって公務員に対する国民の信頼を確保することであり、すなわち、「公正さ」は当然のこととして、「公正らしさ」を求めています。</p>
19	○	<p>利害関係者からの未公開株の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合であっても禁止されています。</p> <p>未公開株は、一般的の者には入手困難であり、通常値上がりが期待されるものであるため、たとえ適当な金額を支払っていたとしても、職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。</p>
20	○	利害関係者と共に遊技（麻雀、ポーカー）をすることは禁止されています。また、職場の先輩は「私的な関係」には該当しませんので、職場の先輩が再就職によって利害関係者に該当するようになった場合には、一緒に麻雀をすることはできません。